

## 2. 特定施設届出地区

特定施設届出地区は、本市の骨格となるような幹線道路のうち、本市を最初に印象づける玄関口となる場所です。

特定施設届出地区では、特定施設及び附帯施設の新築、新設、増築、改築、移転、外観の変更を行う際の事前の届出により、「特定施設等に関する行為の制限（景観形成基準）」に沿った調和のとれた美しい沿道景観の形成を進めます。

### (1) 届出対象行為

以下に該当する建築物等の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更（修繕若しくは模様替又は色彩の変更）を行う場合は、市長への届出を必要とします。

#### □特定施設一覧

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号若しくは第5号又は同条第6項4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店 マージャン屋 ゲームセンター ラブホテル 等
危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	ガソリンスタンド 等
飲食店業を営むための施設	レストラン 喫茶店 等
物品販売業を営むための施設	スーパーマーケット 専門店 等
物品貸付業を営むための施設	レンタルビデオショップ 貸自動車業 等
旅館業法第2条第2項に規定する営業を行うための施設	ホテル 旅館 等

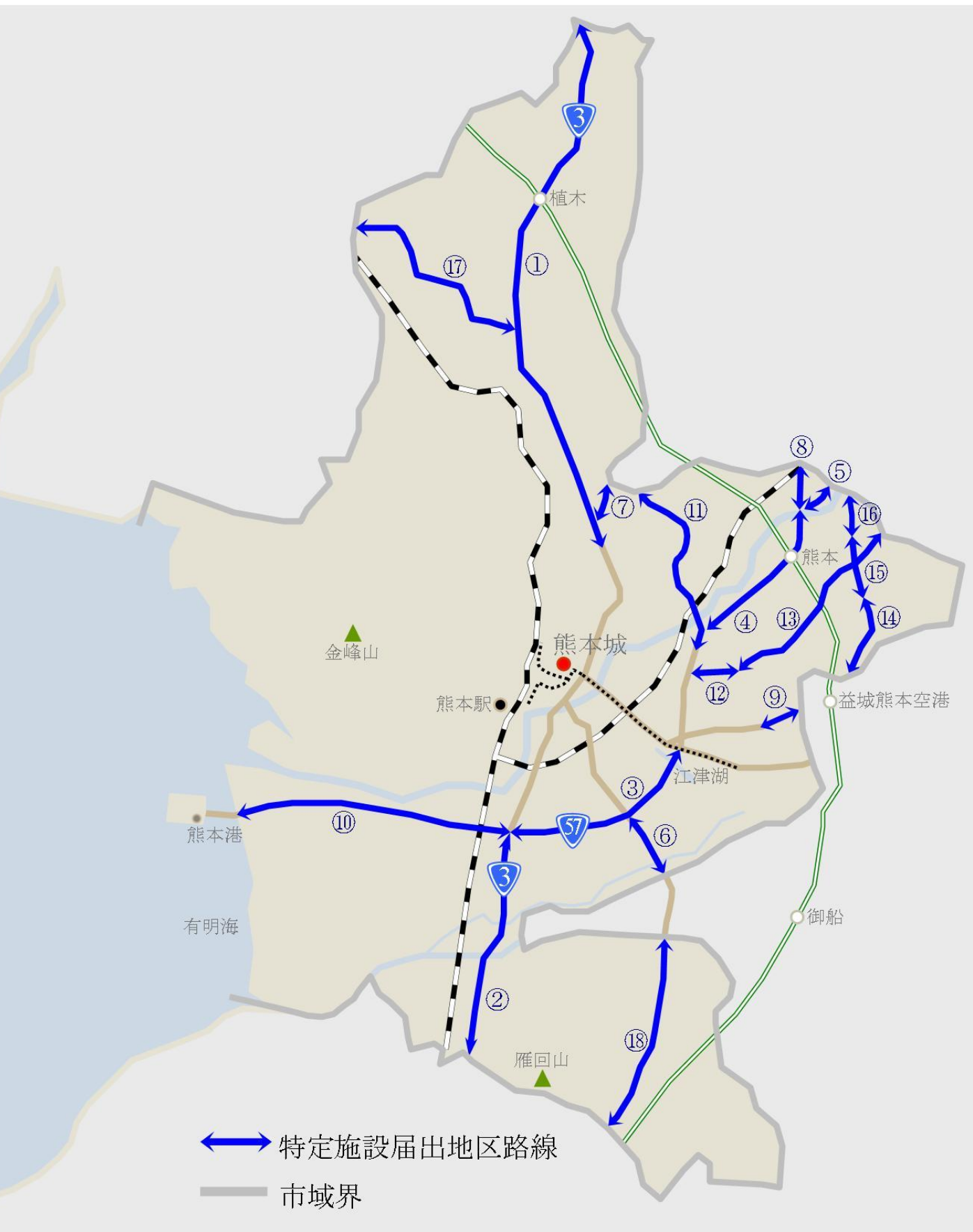
#### □届出対象行為

行為の種別	届出対象規模
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為のかかる部分の床面積が10㎡を超えるもの</li> <li>当該行為のかかる部分の面積が10㎡を超えるもの</li> </ul>
工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの</li> <li>記念塔、物見塔、煙突、高架水槽その他これらに類するもので、高さが5mを超えるもの</li> <li>鉄筋コンクリート柱、金属製又は合成樹脂性で、柱の高さが5mを超えるもの</li> <li>遊戯施設、立体駐車場で高さが5m又は築造面積が10㎡を超えるもの</li> </ul>

図 1 4 特定施設届出地区

	路線名	始点	終点
①	国道3号	市道山室高平3丁目第1号線との交点	熊本市と山鹿市との境界
②	国道3号	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と宇土市との境界
③	国道57号（東バイパス）	県道熊本高森線との交点	国道3号との交点
④	国道57号（東バイパス）	県道熊本空港線との交点	国道57号（菊陽バイパス）との交点
⑤	国道57号（菊陽バイパス）	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑥	国道266号	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と嘉島町との境界
⑦	国道387号	国道3号との交点	熊本市と合志市との境界
⑧	県道住吉熊本線	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑨	県道熊本益城大津線	市道東本町東町第2号線との交点	熊本市と益城町との境界
⑩	県道熊本港線	国道3号との交点	熊本港大橋との交点
⑪	都市計画道路新南部四方寄線	国道57号（東バイパス）との交点	熊本市と合志市との境界
⑫	都市計画道路熊本駅新外線	国道57号（東バイパス）との交点	都市計画道路保田窪菊陽線との交点
⑬	都市計画道路保田窪菊陽線（国体道路東西線）	都市計画道路熊本駅新外線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑭	県道益城菊陽線（国体道路南北線）	市道戸島町第51号線との交点	県道熊本空港線との交点
⑮	市道鹿帰瀬町戸島線（国体道路南北線）	県道熊本空港線との交点	県道瀬田熊本線との交点
⑯	県道益城菊陽線（国体道路南北線）	県道瀬田熊本線との交点	熊本市と菊陽町との境界
⑰	国道208号	国道3号との交点	熊本市と玉東町との境界
⑱	国道266号	熊本市と嘉島町との境界	熊本市と宇城市との境界

※区域の範囲は、路端から20メートル以内とする。



(2) 景観形成基準

特定施設は、集客を目的とするため、それぞれの施設が個性的な外観となる傾向があります。これらの施設は、沿道景観に影響を与えやすいため、何らかの配慮を行わないと雑然とした印象を感じさせることとなります。そこで、沿道を調和のとれた美しい街並みにするために、特定施設届出地区内の特定施設及び附帯施設を計画する際の景観形成の基準を定めます。

<p>位置</p>	<p>沿道にゆとりを生み出し、すっきりとした、統一感のある街並みにすると同時に、わかりやすく、安全で快適な街並みにするため、特定施設及び附帯施設の位置については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物・工作物等は、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とするように努めること。</li> <li>・隣接する施設相互において、沿道から見て連続性の保てる位置とするように努めること。</li> <li>・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とするように努めること。</li> <li>・さく・塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。</li> <li>・道路に面した擁壁についても、前面に緑化するスペースが確保できる位置とするように努めること。</li> </ul>												
<p>外観</p>	<p>街並みのまとまりと美観を保ち、周辺に溶け込んだ落ち着いた沿道景観にするために、特定施設及び附帯施設の外観については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物・工作物は、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないように努めること。</li> <li>・色彩・素材は、周囲の自然や街並みと調和したものとし、アクセントとなる色の使用はごく限られた箇所に限定するように努めること。</li> <li>・使用できない色彩は、下表のとおりとする。</li> </ul> <p>「使用できない色彩」変更命令の対象 (マンセル値)</p> <table border="1" data-bbox="491 1518 1337 1704"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">鮮明色</td> <td>R・YR系</td> <td rowspan="3">全域</td> <td>7を超える</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>5を超える</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>3を超える</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁面や屋根面等の外観部分に反射の強い素材（鏡面加工等）又は発光する意匠を採用する場合には、付近の道路や周辺への影響に配慮すること。</li> <li>・外壁・屋上などに設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず、周辺との調和を乱さないように努めること。</li> </ul>		色相	明度	彩度	鮮明色	R・YR系	全域	7を超える	Y系	5を超える	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	3を超える
	色相	明度	彩度										
鮮明色	R・YR系	全域	7を超える										
	Y系		5を超える										
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系		3を超える										

敷地の緑化	<p>緑豊かでうるおいがあり、快適性の高い街並みにすると同時に、建築物等の圧迫感をやわらげるために、特定施設及び附帯施設の敷地の緑化については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努めること。</li> </ul> <p>さらに、施設の実情によって、中木、低木、地被類などの組合せによる修景緑化に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるように努めること。</li> <li>• 建築物・工作物のまわりは修景緑化に努め、また、敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努めること。</li> <li>• スペースがない場合にも、ツタ類を使うなどして、緑化に努めること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 歩行者の快適性を向上させ、街並みのゆとりを創出するために、小さな屋外空間の確保に努めること。</li> <li>• 通りとの一体感が感じられるような建物デザインを守るために、道路前面における物品の集積は、乱雑とならないように努めること。</li> </ul>

－参考－

特定施設届出地区内の屋外広告物の景観形成基準 （第5章参照）

屋外広告物の表示、設置、変更又は改造

位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建植広告は、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とするように努めること。</li> </ul>
外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋外広告は、可能な限り総量をおさえ、複数ある場合には大きさをそろえるか、集合化するよう努めるとともに、沿道で統一性のとれたものにするように努めること。</li> </ul> <p>また、配色数は、可能な限り少なくするように努め、建物や周辺の色彩との調和に配慮すること。</p>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建植広告その他の工作物の根元周辺は、修景緑化に努めること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 街並みをすっきりとさせるために、のぼり、ぼんぼりなどについては、できるだけ掲出しないように努めること。</li> </ul>